

那須烏山市英語コミュニケーション推進事業ALT業務委託に係る仕様書

1 事業の目的

英語に親しみ、英語を通じて外国の言語や文化、自国や郷土の文化に興味を持ち、意欲と想像力豊かな人材を育成するため、外国語指導助手（以下「ALT」という。）をこども園、保育園、小中学校に配置し、児童・生徒の豊かなコミュニケーション能力と広い視野や国際感覚を育む。

2 派遣期間

令和9年4月1日～令和11年3月31日（2年間）

3 派遣人数及び就業場所

（1）派遣人数5名

（2）派遣場所 那須烏山市内 5小学校2中学校（小学校は1こども園及び1保育園兼務）

派遣場所	住 所
那須烏山市立江川小学校	那須烏山市下川井1001番地
那須烏山市立荒川小学校	那須烏山市大金135番地1
那須烏山市立境小学校	那須烏山市上境1404番地
那須烏山市立烏山小学校	那須烏山市愛宕台2800番地
那須烏山市立七合小学校	那須烏山市谷浅見910番地
那須烏山市立南那須中学校	那須烏山市大金285番地
那須烏山市立烏山中学校	那須烏山市南1丁目2810番地
那須烏山市立なすからこども園	那須烏山市東原50番地
那須烏山市立すくすく保育園	那須烏山市野上703番地1

※すくすく保育園については令和11年3月末に閉園予定だが、在籍園児数の状況により、閉園が令和10年3月末に前倒しとなる可能性有

（3）配置

①小学校 3名（1こども園及び1保育園を兼務）

- 【那須烏山市立江川小学校・那須烏山市立荒川小学校】※移動目安は車で10分程度
- 【那須烏山市立烏山小学校・那須烏山市立すくすく保育園】※移動目安は車で5分程度
- 【那須烏山市立境小学校・那須烏山市立七合小学校・那須烏山市立なすからこども園】
※それぞれの施設間の移動目安は車で10分程度
※勤務同日内の移動有
※割当については、英語専科担当の配置状況により変更となる可能性有

②中学校 2名

- 那須烏山市立南那須中学校
- 那須烏山市立烏山中学校

4 派遣先責任者 那須烏山市教育委員会学校教育課長

5 指揮命令者 派遣先責任者、派遣先学校（園）の学校（園）長
派遣先中学校英語科担当者、派遣先小学校英語専科、
派遣先小学校学級担任及び外国語活動・外国語科担当、
派遣先こども園の園長と保育園の外国語活動担当

6 業務内容

（1）業務

①こども園、保育園、小学校における外国語（英語）活動、外国語科における指導の補助

- (ティームティーチング)、担当者との打ち合わせ及び教材作成
- ②中学校における外国語科（英語）授業の補助（ティームティーチング）、担当者との打ち合わせ及び教材作成、定期試験作成補助
 - ③小・中学校における異文化理解及び国際理解教育に関わる授業の指導補助
 - ④園の行事や学校行事、特別活動等の教育活動における外国語指導及び幼児・児童生徒との交流
 - ⑤小・中学校における海外との交流（英語を母国語又は、同等の英語力を有する外国人の訪問、海外小・中学校とのオンライン等、1学年において年3回程度）
 - ⑥英語弁論大会、海外派遣事業、学習サポート事業に係る指導補助及び審査補助
 - ⑦小・中学校における給食時、清掃時、休み時間等の児童生徒との交流
 - ⑧市内英語科教諭及び小学校教諭に対する研修への協力
 - ⑨授業力向上のための研修（原則週1回）
 - ⑩その他、教育委員会又は、派遣先責任者が必要と認める業務

(2) 遵守事項

- ①日本の学校教育及び英語教育に関する正しい認識と、指導技術向上・日本語学習に対する意欲をもち、日本人の教職員と共に協力して指導に当たる能力を有する者であること。
- ②派遣先の学校において職務に専念すること。
- ③那須烏山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校の信用を傷つけ、又その不名誉となる行為をしないこと。
- ④教育現場にふさわしい服装や言動を心がけること。
- ⑤就業時間を遵守すること。
- ⑥事業実施に当たり【学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法、令和8年12月施行）】及び【那須烏山市教育委員会「不適切な行為」及び「重大な不適切な行為」の方針（令和8年9月9日策定）】を遵守すること。

7 派遣上の条件

(1) A L T

- ①上記業務内容を適切に遂行できるもので、かつ、派遣の期間を継続して勤務できる者
- ②原則として英語が母国語（第一言語）であること。又は、同等の英語力を有し英語教育活動を遂行するにあたり業務に必要な発音やイントネーションを身につけており、指導にあたることができること。（個人情報に留意した上で履歴書を提出すること）
- ③A L Tとしての職務を理解し、英語教育とその指導法について十分な知識を持つ者、又その研修を受け、指導力向上のために努力できる者。
- ④小学校教員、こども園教諭、保育園保育士と授業等に関する打ち合わせを行うことが可能な程度の日本語能力を有する者。（日本語能力中・上級程度）
- ⑤日本や日本語に対する理解を深め、円滑な人間関係の構築に努める者。
- ⑥通勤及び各勤務校への移動を、業務開始時間等に支障がないよう安全に自分で行える者。また、車両を自ら運転する場合は、学校・園内外を問わず交通ルールを順守できる者。
- ⑦心身ともに健康で自国及び日本において犯罪歴がない者。
- ⑧布教活動、政治活動を行わない者。

(2) 派遣業者

- ①A L T業務に精通している担当責任者を配置すること。
- ②教育委員会、各学校、A L Tとの連絡調整を行うこと。
- ③A L Tの業務遂行状況を把握し評価すること。
- ④A L Tから業務に関する苦情の申し出の聞き取り、また、A L Tに係る教育委員会及び学校からの要望や苦情等に対する対応及び必要な措置を行うこと。
- ⑤A L Tの業務の遂行にかかる指導力向上に向けた研修を、これまでの実績を活かして計画的かつ定期的に行うこと。

- ⑥ A L T の欠勤、遅刻等がある場合、勤務開始前に、学校へ速やかに連絡し、教育委員会へ報告すること。
- ⑦ A L T が学校の指揮命令に忠実に従い、学校の規律、施設管理上の規則等を遵守するための適切な指導を行うこと。
- ⑧ 派遣業務を履行する学校等所在地の確認及び A L T の通勤手段の確保を行うこと。
- ⑨ A L T の在留資格取得、税金、保険等の生活面のサポート及び管理を行うこと。
- ⑩ 労働者派遣法により派遣元に義務付けられている諸手続きを行うこと。

8 守秘義務

派遣業者及び A L T は業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。派遣期間終了後も同様とする。また、ホームページ・ブログ・SNS 等に児童生徒の個人が特定されるような情報を掲載しないこと。

9 就業

(1) 就業日

休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始[12月29日から翌年1月3日までの期間]）を除く日。ただし、業務する学校が休日に授業又は行事を行い、振替休業日を設ける場合には、それに合わせるものとする。また、休日及び就業時間以外に勤務した場合は代休をとることができる。

(2) 就業期間

基本的に午前8時20分から午後4時00分までの範囲内で6時間45分とするが、勤務開始時間については、原則として勤務する学校における第1校開始時刻の10分前とする。

（実労働時間を週33時間45分以内とする。）ただし、学校内における各学年への配置時間の運用については、各学校の実情に応じて決定する。

(3) 勤務を要しない時間

午前8時20分から午後4時00分までの範囲内で45分とし、各校の実情に応じて決定する。

(4) 夏、冬、春季休暇について

- ① 夏季休暇 7月21日から8月27日まで（38日間）
- ② 冬季休暇 12月26日から翌年の1月7日まで（13日間）
- ③ 学年末及び学年始休暇 3月25日から4月7日まで（14日間）

(5) こども園及び保育園への外国語（英語）活動における指導の補助

市立1こども園及び1保育園の計2園において、週1回程度の指導補助を行う。曜日や時間は、派遣開始前に担当者と打ち合わせをして決定するものとする。

10 業務実施体制の整備

派遣業者は、派遣業務を円滑に進めるため、次の事項を遵守する。

- (1) A L T の勤務に支障が生じ、臨時に A L T を変更する場合には、直ちにその旨を教育委員会及び当該学校・園に報告し、業務を実施すること。
- (2) 上記10（1）による臨時に A L T を配置できなかった場合、派遣業者は未配置分の勤務日を教育委員会と調整の上、請求する当該年度の業務委託金額から減額すること。
- (3) 配置校・園において、事故・事件等のトラブルが生じた場合、2時間以内にその対応ができる体制を整備しておくこと。

11 A L T の交替

A L T に不適切な業務遂行、法令、条例等違反、児童・教職員・教育委員会との関係が円滑にいかない場合等には、適宜指導を行い、状況改善を図るものとする。指導を加えても改善の見込みがない場合には、教育委員会と派遣業者で協議の上、当該業務に中断がないよう交替させるものとする。その際の経費は、派遣業者の負担とする。

12 安全衛生

- (1) 労働安全衛生法及び派遣先の安全管理に関する規定によるものとする。
- (2) A L Tの健康の維持に努めるものとする。
- (3) A L Tの健康診断について

配置されたA L Tは3月から4月の間に派遣業者による健康診断を受け、当該業者はその結果を（結核検診及びアレルギー確認を含む）を5月中に教育委員会に提出しなければならない。なお、健康診断の結果とは別に、A L Tの食物アレルギーについては、教育委員会が把握できるよう履歴書等に記載するものとする。

1 3 支払方法

- (1) 本業務の契約金の支払対象期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- (2) 派遣業者は、契約金額を年度毎に均等分割し、更にその額を月毎に均等分割し請求するものとする。ただし、請求額に端数が生じる場合には、各年度の最終月の請求時に精算するものとする。
- (3) 那須烏山市は、派遣業者からの月毎の業務完了報告書及び請求書に基づき支払うものとする。

1 4 その他

- (1) 那須烏山市及び派遣業者は、労働者派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う。
- (2) A L Tに交通事故等の問題が発生した場合、派遣業者がその対応を行う。ただし、その発生が那須烏山市の責に帰する場合はその限りではない。
- (3) 派遣業者又はA L Tの責に帰す理由により那須烏山市、学校・園又は第三者に損害を与えた場合は、派遣業者の責任において賠償すること。
- (4) 契約金額には、A L Tの通勤に係る交通費及び担当する学校・園の移動に係る交通費、並びに管理費・諸経費等すべて含むこと。なお、業務遂行に係る教科書、テキスト、教材、機材、消耗品等については派遣業者の費用によりこれを賄うこと。
- (5) 最低でも派遣予定の1週間前まで（毎年度4月においては2週間前まで）には、派遣予定のA L Tと教育委員会の打ち合わせ、派遣するA L T及び担当責任者が配置先の学校・園との打ち合わせができるようにすること。
- (6) その他細部の運営については、教育委員会との協議を行うこと。